

宗教的情操教育の課題と道德教育

深 谷 潤

A Study of "Religious Sentiment" in Moral Education

Fukaya, Jun

<Abstract>

Currently, the subject of religious sentiments is a noteworthy educational issue, provided the Japanese government is ready to endorse a new policy for "Kokoro-no-Kyoiku". Since World War II, the topic of "religious sentiment" education has been frequently discussed. However, the main problem is the basis to describe religious sentiment. In short, to determine whether or not a specific religious faith is indispensable. From this point of view, it could be assumed that "religious sentiment" education in Japan would be classified into the following three types.

The first type is characterized on the basis of a specific religious faith without which, it completely rejects the concept of religious education. In this case, it is equal with denominational education. The second type of education seeks some common theoretical base from among various different standpoints of religious thought and even other philosophies or ethics. An important aim of this type of education is the development of individuality in society. The third type places emphasis on the true meaning of life, which is described as a feeling of "reverence"(Ikei-no-nen). Respect for traditional Japanese customs is also important factor.

The third type of "religious sentiment" education would probably be introduced into the Japanese public education system, if the laws of the educational foundation could be partially changed.

はじめに

国際化社会の中で日本的伝統や愛国心を育てるべきとする立場¹において、近年、宗教的情操の意義が再び見直されている。戦前戦後を通じ、「宗教的情操」は、その外観をたびたび変化させながら、公教育における非宗教的理念として、換言するならば、道德教育の一つの根本的概念として機能することが期待されてきた。他方、宗教的情操は、国家主義的な教育の概念装置として再び機能することが批判されている点も看過できない。²

本論文は、宗教的情操の概念が、公教育に今後本格的に導入される場合、どのような問題が生じるのか、また道德教育に対してどのような影響を与え得るのか考察することが主な目的である。そのために、次の三つの段階を経て、考察を進めたい。第一に、宗教的情操を巡る従来の議論の中心的論点が、「宗教的情操は、特定の宗教・宗派を離れて成立しうるか」であると仮定し、その問いに肯定的、否定的立場をそれぞれ歴史的背景に触れながら説明する。第二に、それを踏まえ、宗教的情操教育の類型化を試みる。第三に、今後、公教育に宗教的情操教育が導入されると仮定した場合、どの種類の教育が導入され得るのか考察する。これにより、今後の道德教育の行方に関する問題点が浮かび上がることになる。

1. 戦後日本の宗教的情操と教育に関する研究

従来、宗教的情操の研究は、戦前・戦後の教育史や政教分離に関する問題として主に教育法的視点から行われてきた。特に、山口和孝の研究は、皇国教育を背景として宗教的情操が登場した歴史的過程を明確にしている点で注目される。³また、教育基本法成立過程とその後の宗教的情操の位置を知るには、鈴木美南子、貝塚茂樹の研究が有益である。⁴

他にも、日本連合教育会による宗教的情操教育の教育方法の考察や、⁵ 教育

哲学的視点から、デューイの宗教論を扱った研究もある。⁶ つまり、一口に、宗教的情操教育と言っても、その研究の視点は極めて複雑かつ多様である。しかし、宗教的情操教育は、このような視点の多様さにも関わらず、中心的な論点は、基本的に「宗教的情操は、特定の宗教・宗派を離れて成立しうるか」に集約できる。何故なら、この問いは、思想的・観念的面と実践的・政治的面の両方を含んでいるからである。すなわち、「宗教的情操」の「宗教」とは何を意味するか、と言う宗教の本質を問う根本的な定義の問題であると同時に、憲法に保障されている「信教の自由」に反するか否かと言う、政教分離の原則に関連する法的、政治的な問いである。

まず、問いの検討に入る前に、宗教的情操概念に関する歴史的背景を概略しておきたい。戦前、教育勅語の影響下で出された訓令第12条（1899（明治32）年）によってすべての宗教・宗派の教育が禁止された後、宗務課の通達（1932（昭和7）年）を経て、文部次官通牒「宗教的情操の涵養に関する件」（1935（昭和10）年）に、宗派教育と一線を画した宗教教育の新たな方向性が示された。⁷ それによって、宗教教育は、特定の宗教に基づいて行われる「宗派的教育」と一般の学校教育内で行われる「宗教的情操の涵養」に分離された。このことが、宗教的情操教育の法的余地を与えた発端と考えられる。戦後、教育基本法草案の時点で、「宗教的情操」は、条文から外されたが、実際には、特定の宗教の立場をとらない「宗教的」教育の意義を認め、具体的に、修身、公民科、哲学、国史等の教科に対して「適当に加味」する「宗教的情操の涵養」を行うことを想定した。⁸ 宗教教育をこのように分けし、宗派的教育を分離し、それを禁止することによって、逆に「宗教的情操」と言う表現で、宗派を超えた「広い意味」⁹ での宗教教育の領域を浮かび上がらせる結果となった。この二分法によって、広い意味での宗教教育の内実を担う「宗教的情操」は、戦後の「期待される人間像」（1966年）や1987年の改訂学習指導要領「道徳」、さらに2002年の新学習指導要領「心の教育」の中に転用可能となったと言える。

1.1. 宗教・宗派を超えた宗教的情操の立場

宗教的情操の意味を広く捉え、特定の宗教に対する信仰以外のものも含まれ

ると主張する者は、古くは教育基本法起草者の一人、田中耕太郎や、教育刷新委員会の羽溪了諦などがいる。両者とも宗教的情操概念の意味するところは不明確であり、必ずしも論理的、哲学的考察を踏まえて使用しているとは思われない。¹⁰ 近年の研究で宗教的情操を広く捉えるための哲学的根拠としてしばしば登場するのは、デューイの宗教論とオルポートの「宗教的情操」概念である。

鏡本はデューイの宗教論が、宗教的情操教育に大きな意義をもつと主張する。¹¹ 特に、『誰でも信仰』の第1章の「宗教」と「宗教的なもの」との区別に着目し、「宗教的なもの」の中に宗教のより本質的な性格を見ようとしている。すなわち、デューイによれば、「宗教 (religion)」とはある特定の信仰と実践とを持った団体を意味し、¹² 人間経験の部分的な移り変わり易い出来事に全体的見通し (perspective) を与える力がある。¹³ 「宗教的 (religious)」とは、特定の実体的なものは何も示さない。制度・習慣・組織も意味しない。¹⁴ それは、「実践が情緒によって着彩されたもの」である。¹⁵ 彼の主張は、「成立宗教」から「宗教的なもの」すなわち、人間に純粋な全体的見通しをもたらすものを解放しなければならない、というものである。¹⁶

しかし、彼の宗教論の特徴は、人間中心主義であり、宗教的立場があくまでの「人間の態度」を示しているように¹⁷、既成宗教が問題とする神の定義に関しては「個人が決めればよい」としている。¹⁸ デューイの力点は、既成宗教の枠組みから人間の意識や感性の「宗教的」部分を解放することであり、宗教の本質的な部分である神に対する思想や理解の領域が薄いとも言える。佐野は、デューイの宗教論の弱点を、フェニックスの哲学によって補強し、克服する試みを行っている。¹⁹ 今後、デューイの宗教論が宗教的情操教育の原理として日本の教育界に有効であるか否かは、さらに議論が必要であろう。

他方、オルポートは、宗教心理学の側面から、宗教的情操概念を理論付けるものと考えられている。例えば、家塚は、オルポートの「宗教的情操 (religious sentiment)」概念を人間の人格的成熟の特性に包括的、統合的な傾向性がある（内発的宗教情操）と指摘し²⁰、宗教的情操教育の考察に極めて意義があると述べている。オルポートの宗教的情操の定義は以下の通りである。

経験を通して作り上げられた、ある傾向であり、一定の習慣的な仕方、と
かく概念的対象や諸原理、つまり人が自分の生活において究極の重要性をも
つと見なすところの、そして事象の本性において永遠的又は中心的と見られ
るものを取り扱うと見なすところの、概念的対象や諸原理に向かう傾向であ
る。²¹

しかし、彼の宗教的情操の概念は、限定された意味に留まる。何故なら、彼
自身が最初に言及しているように、宗教的情操には「共通な源がない」²² もの
であり、さらに複雑な発達をへて、成熟した者にのみ見出せる「傾向性 (Dis-
position)」からである。²³ 宗教的情操が、だれに対しても当てはまるような
「宗教心」であり、かつ幼い子どもから成人にまで該当するような生命の根源
に対する畏敬の念であるとするならば、オルポートのパーソナリティ概念の一
部をもって、宗教的情操概念を根拠づけることは困難である。

1. 2. 特定の宗教・宗派による宗教的情操の立場

宗教的情操が特定の宗教・宗派を離れて成立し得ない、と言う立場は、戦前
から新渡戸稲造、沢柳政太郎をはじめ、吉田熊次、倉橋惣三ら多くの知識人が
取っていた。²⁴ 彼らの立場、すなわち「宗教的情操」の中に特定の宗教心が入
り込まざるを得ないという問題は、第90回帝国議会「宗教的情操教育に関す
る決議」(1946(昭和21)年8月15日)で一旦「宗教的情操の陶冶を尊重」する
ことが満場一致で可決されたことにより、否定される。その後、教育基本法案
では、宗教的情操の文言が「宗教生活の意義と宗教に対する寛容の態度」
(1947(昭和22)年2月12日)に修正された。その背景には、占領軍側の宗教的
情操に対する固定観念、すなわち「宗教的情操の涵養」は特定の宗教によらな
ければ不可能であること、があった。²⁵ しかし、だからといって特定の宗教・
宗派による宗教的情操の立場が主流になったわけではなく、むしろ議会や委員
会の中で様々な議論されたにもかかわらず、結局、曖昧なまま「棚上げ」され
てしまったのである。²⁶ また、日本宗教学会は、「期待される人間像」に対する
批判の理由として、宗教的情操が特定の宗教と結びついたものであるべきと言

う立場をとった。²⁷

宗教的情操の本質を突いた最も明確な批判の一例として、佐木秋夫の「宗教
的情操教育の性質」と題するエッセイを以下に紹介する。彼は、「酒的気分教
育」という比喩を用い、宗派を無視した宗教的情操に対して批判している。

『宗教教育はまかりならぬ、宗教的情操教育を大いにやれ』というのは、酒
を飲ませずに酒を味わせろというのと、同じようにムリな話である。²⁸

これに対する反論は、家塚の『宗教教育の理念』の中に見出せる。彼は、宗
教的情操が決して「宗教一般」といった「抽象的普遍的なもの」をさすわけ
ではない、と断った後で、「特定の宗教体系とかかわらないもの」が宗教的情操
に含まれていると考えている。²⁹ その具体例にデューイの「宗教的」な人間の
態度やオルポートの「宗教的情操」を挙げている。この二つの論拠では不十分
であることはすでに指摘した。

また、宗教的情操が特定の宗教・宗派に偏向しないことは、文部省(当時)
が定めた唯一の宗教的情操に関する規定である。³⁰ しかし、情操面ではなく、
宗教面に着目すると、「超越者の存在」を前提にするか否かが大きな問題とな
る。特定の神や存在者に対する中立・不偏の態度が、それらを「認めないこと」
へと転じる危険性がないとは言えないだろうか。もし、その可能性があるなら
ば、教育基本法に謳われる宗教に対する寛容は、果たして守られるのか疑問で
ある。何故なら、特定の宗教ではない、不特定の宗教的情操であれば、公教育
に矛盾せず、「習俗、習慣」の一環として、半ば強制的にでも教育可能となる
からである。

2. 宗教的情操教育の類型

先述の通り、戦後も様々な宗教的情操と教育に関する理論が発表されてい
るが、それらを、「宗教的情操は、特定の宗教・宗派を離れて成立し得るか」と
言う視点から分析すると、大きく次の3つの類型に分類できる。

類型1：宗教を特定の宗教、宗派の信仰に限って認める立場。

類型2：宗教は異なっても、目指すべき真理は一つと考える立場。

類型3：宗教を広く捉え、生命の根源への畏敬を「宗教的情操」とする立場。

以下、これら3類型に該当する先行研究を概略し、さらにその特徴を教育の意味や本質、目的を中心にまとめてみたい。

2.1 類型1

類型1は、基本的に宗教的情操は、特定の宗教・宗派を離れて成立し得ない立場を明確にしている。すなわち、類型1の宗教的情操教育は、宗派教育と同義となる。

キリスト教の立場から宗教的情操教育の必要性を説いた片山の研究『宗教的情操』(1947年)は、戦後最初の宗教的情操論の一つとして注目される。³¹ 彼は、特定の宗教(プロテスタント・キリスト教)の立場であることを冒頭に明言しつつ、宗教一般に共通する内容への展開を試みている。彼は「宗教的情操」を根本罪業・無力感、神聖畏怖・憧憬感、絶対帰依・安立感の3点から論じている。そして最終講で宗教的生活として宗教的情操の展開を言及している。その内容は、懺悔、感謝、献身であり、片山のキリスト教信仰がそのまま宗教的情操として語られている。彼の宗教的情操に対する姿勢は、独自の立場をまず明確にしなが、外の宗教への広がりや共通点を見出すものである。彼が「宗教心」を宗教的情操と呼ぶ姿勢は、一般的である。³² しかし、宗教的情操の意味を、「罪業」を自覚し、自分の無力を悟ることが、「神の恵み」³³ であると捉え、また旧約聖書のヨブ記を例に取り、神を畏れることを宗教的情操とする点、さらに「絶対帰依」の説明で、死後の復活としての「自由」³⁴ を唱えるなど、キリスト教独自の概念を了解しない者には、宗教的情操自体が成立しないような説明になっている。つまり、片山の言う宗教的情操は、特定の宗教に属さない者にとって共有できないものである。

一方、調の『宗教的情操』(1948年)は、片山同様、戦後初期のものであるが、彼と比較して、より哲学的立場から宗教的情操を論じようとしたものとして注

目に値する³⁵。彼はまず、宗教とは何か、という概念規定を冒頭に、認識論的分析を通して宗教的情操概念を説いている。さらに彼は、道徳と宗教を混同すべきではなく、芸術、哲学、科学のそれぞれと宗教の接点に着目する。すなわち、宗教的情操は、芸術他の究極的価値である真善美を求める際に重要な人間の「根源的原動力」である。³⁶ 彼の研究は、片山と比べ他の宗教的・思想的立場をとる者に対してより開かれた議論をしている。しかし、著書の後半部分では、彼独自の仏教的宗教観に沿った内容が登場してくる。「求道の旅」の章の冒頭で、彼は「宗教心はすべての文化活動の基礎となる」³⁷ と言及し、彼の仏教解釈が続く。彼の言う「宗教心」は、個人において独自の立場に立ち、他者に対して開かれた態度をとる心持ちである。前半部分の、他宗教・哲学の論理的記述と比較し、後半部分は、彼独自の仏教論が展開されている点で、片山の宗教的情操と構成は異なっているが、やはり最終的に一つの宗派的立場から宗教的情操を展開している。

この類型の教育の意味・本質は、基本的に特定の宗教思想に基づいた人間観、神観に特徴づけられる。例えば、キリスト教では、神に造られた人間(被造物)は、神に最も愛された存在(「神の似姿」)であるが、人間としての自由を行使する上で、罪を犯してしまう。そこで、神の正義や愛によって裁かれ、守られる物語が聖書の中で語られる。教育は、その物語から倫理的諸価値を汲み取り、実践されることになる。特定の宗教的儀礼は、学校の理念を示し、様々な行事の中で展開される。教育の目的は、現在、信者育成よりむしろ宗教行事や宗教の授業、学校生活を通して特定の宗教の世界観、倫理観、神観などを理解し、またその宗教的価値に基づきながら様々な分野で貢献できる人材の育成を目指す。

問題は、他宗教と建設的関係を構築する際、環境保全、人権尊重、戦争反対など倫理的で人類共通の課題については問題意識を共有できても、信仰のあり方など、最終的な宗教的原理の領域では、各宗教の独自性を保持するため、排他的であらざるを得ない点にある。今後、さらに積極的に異なる立場と協調しあうための条件づくりや問題意識を共有するための言語を各宗教原理の中に見出し、相互理解可能な媒体に練り直すことが重要となる。

2.2 類型2

類型2は、基本的に宗教的情操が特定の宗教・宗派を離れて成立する立場をとる。つまり、不特定の宗教を認め、むしろ複数の宗教や哲学から、共通の価値や倫理を抽出する点が特徴である。

霞の研究『道徳・宗教的情操・愛国心』(1970年)は、宗教的情操教育と道徳の連続性に着目し、ギリシア哲学、プロテスタント神学、仏教、キリスト教の概念を駆使しながら論じている。³⁸ 彼によると、まず道徳を神の世界と人間の世界の二領域に働くものとして区分し、宗教者が求め、また達成可能な道徳と一般人の道徳にさらに分けられる。彼の意味する宗教的情操は、宗教の精神を一般人の道徳の中に取り入れること、すなわち「宗教の道徳化」³⁹の形式であると言う。彼が「道徳化」の論理的構造としてしばしば言及している概念は、「飛躍」である。宗教と道徳の隔絶を認め、それらの接点からアクセスするのではなく、むしろ両者の境界を飛び越えることを霞は意義付けている。「飛躍」とは、「水平的な人間関係を垂直的な次元に関係させる」や、歴史、風土、時間や空間を未来や理想、永遠に「より合わせて生きる」⁴⁰(両引用の下線部、引用者)と言う表現がなされている。また、「絶対者と対面し、対決しながら」その「理法に従って生きる」⁴¹とも言及されている。残念ながら、彼の研究では飛躍の概念分析や論理的根拠づけが充分になされているとは言えない。しかし、宗教的情操が、人間関係の世界から離れた別の世界に「絶対者」を置いて、その他者との関係の中で生じる自分の意識であり、生きることそのものであると意味付けている点は、看過できない。

この類型における教育の意味・本質は、諸宗教や哲学、倫理に共通する普遍的な価値観(例えばヒューマニズム、基本的人権の尊重、人間の自由と平等など)を基礎に、民主的社会的な成員と自律した個人を育成することである。人間は、その成員でありながら、同時に自律した個人であり、他者の宗教的・思想的立場の違いよりも相互の共通点に対話の糸口を見出すことのできる人間を育てることが目的となる。しかし、「宗教的」観点から分析すると、極めて曖昧な立場とも言える。それは、宗教思想の核心とも言える神や絶対的存在に関する言説が充分とは言えず、すべての宗教的・思想的立場に開かれているが故に、

特定・固有の宗教的立場をとることが許されない、または個人の内面的な感性に訴えかけない⁴²。この類型では、基本的に特定の宗教の世界観に基づく教育原理をとることはできない。そこで、神や絶対的存在に関する議論は、例えば「すべての宗教は一つの真理に向かっている」⁴³、道は異なっても頂上は一緒と言った比喻によってしばしば表現され、本質的な部分である「山の頂上」(真理)の議論は括弧で括られる。その結果、この教育の力点は、道の部分、つまり、人間の営みや倫理のあり方に移されることになる。宗教的情操教育を道徳的観点から論じるものが少なくないのは、このような神学的困難さを避けると言う背景があると考えられる。

類型2は、道徳教育において有益なモデルである一方、その問題点は、神学議論の保留にある。「宗教的」と言う表現を用い、さらに各宗教の倫理を部分的に集め、あるいは「統合」してその普遍性の下に教育の原理を置くことに、全く問題はないのであろうか。

菱村は、「教育の宗教的中立性。」と題する論文の中で問題点をいくつか指摘しているが⁴⁴、その中で注目したいのは、「すべての信仰への不偏向は結果的に不信仰を支持することになりやすいこと」、「宗教なきモラルが維持し得るか疑問であること」の2点である。これらは、「特定の信仰をもちにすべてに開かれている立場」という「特定の立場」を選択すると同時に、信仰という個人の心のあり方が特定なものにならざるを得ない現実を否定しなければならぬため、結果的に第3者の立場としての「不信仰」に属してしまうことを鋭く指摘している。さらに、モラルを支える精神的基盤として宗教の役割が大きいことを示唆している。

周知の通り、カントは、道徳と宗教の接点を実践理性において認めている。彼の道徳論は、端的に言うならば、道徳の研鑽が人間の幸福を約束しないにもかかわらず、理性は最高善の促進を命ずる。この命令の根拠を人間の中に求めることはできないと言うものであり⁴⁵、最終的に、神の存在の必要性、すなわち宗教の領域の課題とされる。宗教は道徳を含むことが前提条件であるが、逆に、道徳は必ずしも宗教を必要としない。しかし、カントによれば、道徳法則が定言命法である限り⁴⁶、徳の研鑽が幸福を約束するものではなく、人間の中

にその根拠は存在しない。それ故、理性が神の存在を「要請する」のである。換言すれば、道徳と宗教をつなぐものは、「理性の要請」である。それは、「理性信仰」と言う独特の宗教的立場を生み出した。

われわれは、カントのように、道徳法則の原理として善を持ち出すことはあっても、必ずしも絶対者や神の存在を前提とするとはかぎらない。そのことは、その存在を抜きにして宗教という言葉を用いる可能性をも肯定していることである。しかし、仮にそのような形でカントの道徳論を宗教的情操教育の論拠として取り上げたならば、彼の道徳論の根本部分を削除したことに等しいと言えよう。

2.3 類型3

類型3は、宗教的情操は、特定の宗教・宗派を離れて成立し得ることを最も強く肯定している。また、他の類型と比較し、最も宗教の意味が広く、かつ曖昧である。そのことが、宗教概念を様々な立場に適用する際、むしろ効果的であるからである。ここで言う「曖昧」とは、非論理性を意味する。つまり、日常の習慣・行為（習俗）を含め何でも宗教であるとする面もあれば⁴⁷、全く反対に宗教的儀礼をとっているように見えても、それは宗教ではなく、習俗であると見なすような、一見矛盾した判断や行動も是とする宗教観である。公教育の現場における政教分離の問題の多くは、このような矛盾した宗教観が原因と考えられる。この類型に属する教育は、一般的に日本の伝統的な習俗にその思想的根拠を置く。思想として、日本文学や民族的精神の根源を表現する神話などが引用される。⁴⁸ そこでは、カントの道徳論のような理性的批判を潜り抜けることが必ずしも求められてはいない。むしろ生命の根源が「聖なるもの」として表現され、それに対する「畏れ」の感情をもつことが重視されている。

例えば、梅原猛の『梅原猛の授業 道徳』は、道徳の授業記録でありながら、むしろ宗教的内容に満ちている。梅原は、授業の最終回で、人間の知恵を超えた、神や仏のような無限なもの力によって、われわれは生かされ、それに「畏敬の念」を覚え、「感謝の心」を奉げることが必要であると述べている。さらに、授業の最後に仏教の四つの誓いである四弘誓願を皆で唱えている。⁴⁹ 彼

は、それまでの数回にわたる授業の中でキリスト教やイスラム教、仏教など他宗教の教理、思想だけではなく、ギリシア古典や日本文学など幅広く紹介しながら、彼独自の道徳を分かりやすく説いている。しかし、全体的に言えることは、彼の説明の中には宗教と道徳の明確なく区分はなされず、むしろ宗教のもつ様々な思想的・文化的内容が道徳の材料とされていることである。さらに、注目すべき点は、彼の考えている「道徳」の根幹に彼の持つ仏教的な信仰心が基盤として存在していることである。この点だけを見れば、梅原の宗教的情操の立場は、仏教を中心とした類型1とも、他宗教の倫理を総合した類型2ともとれる。しかし、彼自身、宗教的情操を、宗教の枠を越えた「説明しがたい宇宙の大きな力のようなもの」とであると説いている。⁵⁰ この力を背景に、「道徳教育と芸術教育、情操教育、そして環境教育が一体となったような『心の教育』をやりたい」と語っている。宗教的情操の説明として彼が語った「宇宙の大きな力」は、「永遠で無限なもの力」であり⁵¹、「畏敬の念」や「感謝の心」を覚える対象である。この抽象的に表現される「力」は、宗教的情操の中心から道徳へと展開するなかで、一つのメタファーを通して理解される。梅原自身、「母の愛」と表現している。⁵² 母の子に対する愛は、人間だけではなくすべての動物の中にも含まれている。自然に存在する利他の心⁵³を子ども、孫、社会、国家、人類に広げていくのが道徳の役割である、と彼は考えている。⁵⁴

梅原の考える道徳の根源としての「自利利他」「母の愛」は、「生命の根源への畏敬」を宗教的情操として理解する際、一つの形式を与えてくれるものと言える。生命の畏敬をシュバイツァーから解釈する見方もあるが⁵⁵、キリスト教的世界観では、あらゆる動植物に対して人間中心主義にならざるを得ない。非キリスト教的世界観で生命の根源を理解する方法として、梅原の見解は意義があるであろう。

『期待される人間像』の中に登場する「宗教的情操」は、しばしば「生命の根源に対する畏敬の念」との関連で議論的とされてきた。

さて、『期待される人間像』に記載されている「宗教的情操」は、その由来が「生命の根源に対する畏敬の念」であると明記している。⁵⁶ その生命は、肉体的なものや精神的なものに分けられている。そして、その生命の根源が

「聖なるものに対する畏敬の念」としての真の宗教的情操である、と説く。さらに、人間の尊厳と愛、深い感謝の念も、真の幸福も生命の根源・聖なるものに対する畏敬の念に基づくとしている。宗教的情操は、オルポートなどの考える、人間の心理的あり方、態度、心持ちではなく、梅原のような無限で永遠なる宇宙の力に近い表現をとっている。生命の根源は、父母、民族、人類と言う生命の連なりを通して説明されている。しかし、それと同格の「聖なるもの」への理解は、その「聖なるもの」にたいする人間の態度のあり方が示されているのみである。「畏敬」や「感謝の念」「人間の尊厳」や「愛」など、普遍的な価値や人間の根本的な態度である。

「聖なるもの」と直接的な関係はないものの、『期待される人間像』には、「象徴としての天皇」の記載がある。第四章「国民として」の章に、「一、正しい愛国心をもつこと」「二、象徴に敬愛の念をもつこと」がある。⁵⁷ 象徴としての天皇が実体としての天皇への敬愛が期待され、さらにそれが日本国への敬愛の念（愛国心）に繋がる構図は、戦前の国体思想と全く異なるものと言い切れるか疑問である。

さて、類型3の先行研究には、第一章の特定の宗教・宗派に属さない宗教教育を肯定する立場をとる家塚のものがある。彼は、一方でオルポートやデュレイの理論を軸にしなが、他方で宗教的情操の核が「いのちへの畏敬」である⁵⁸、と主張する。

いのちの根源にはこのような（本質的に人間の手の及ばない面をもっている）神秘性があるという認識から、いのちの尊重という理念が生まれる。これは哲学的な理念である。更にその神秘性に打たれて心がおののくという感動が加わると、いのちへの畏敬という情操になる。これは宗教的情操である。⁵⁹

彼の考える宗教的情操の発生過程に、「哲学的理念」の段階があることに注目したい。家塚は、その理念が神秘性への認識から生まれるとしているが、その認識過程に知的活動、すなわち理性による思惟が必要であるとするならば、さらにこのプロセスを解明していかねば成らない。何故なら、宗教的情操の

「涵養（自然に水がしみ込むように徐々に養い育てること）」が強調される場合、知的認識活動よりむしろ、おののきや感謝など、感性・感情を重視する教育をとる可能性が高いと考えられるからである。

深川の宗教的情操概念の理解は、家塚のものをさらに発展させていると考えられる。彼は、宗教的情操を「畏敬の念」と捉える点では共通であるが、そこに至る段階を付け加えている。つまり、「絶対的なものへの」認識からそれへの畏敬の念・敬虔の念である、と宗教的情操を定義している。⁶⁰ また、宗教的情操の特質の中に、「神・仏・法などの『超価値的存在』を認識する知的活動」が「組織され意味づけられることが必要」と説く。⁶¹ また、日本連合教育会の『宗教的情操涵養の方策』（1966年）の宗教的情操の定義でも、「宗教の対象であるところの絶対者や高い価値に関する知的な認識を中心または背景」にした感情であると説明されている。⁶²

「畏敬の念」を重視する類型3は、このような知的活動と畏れ敬う感情・心情の両面をいかに教育活動の中で総合していくかが大きな課題となる。

3. 宗教的情操教育導入の問題

3.1 導入可能な類型

2003年春の中教審答申で、教育基本法改正案が出され、宗教的情操教育の導入はひとまず見送られることになった。しかし、教育勅語に替わる公教育の思想的支柱を求める声は、少なくない。「期待される人間像」や1989年の学習指導要領の道徳には、すでに「宗教的情操の涵養」を公教育に導入するための前兆が示されている。この章では、本稿の二つ目の目的である、今後、公教育で導入される宗教的情操教育の姿を想定することに着手したい。その際、どんな問題が生じ得るのかを限られた範囲ではあるが考察してみたい。

まず、類型1の宗教的情操教育は、特定の宗教・宗派の教育を中心にすることがその特徴であり、また本質である。そこで、公教育においては、政教分離の原則に反するため、実施は不可能である。

類型2に関して、複数の宗教思想や倫理を知識として学ぶ「宗教知識教育」を基礎に、道徳・社会科（倫理）・総合学習を通じて戦争、平和、人権、環境

問題などをテーマに人類共通の価値、倫理観を啓発する教育は、多様な形式・形態をとりながら部分的にでも実現可能であろう。しかし、個人の内的成長を「信仰」の次元に高めると言った類型1に似た教育目的を目指すのであれば、問題であろう。神社・仏閣、教会などを見学し、宗教関係者から、宗教以外の題目について講演を聴くのであれば、公教育で可能である、と文部次官通達（「社会科その他、初等および中等教育における宗教の取り扱いについて」1949年10月25日付け）の行政実例⁶³は説明している。この場合も、宗教的情操概念を、知識や文化遺産、倫理など宗教思想を直接扱うのではなく、そこから導き出され、派生してきた部分を教育で取り扱うことになる。あるいは、オルポートのように、心理学的に解釈される脱宗教化された心持ち（傾向性）を養うことを目的とするか、または、デューイのように、「全体的な見直し」を可能とする知性を育成するか、いずれにしても彼らの思想を解釈し、日本の公教育に合わせた「宗教的情操」に練り直し、その上で教育を行わなければならない。

個人の信仰を問わず、不特定の宗教教育を行うのが、類型2である。特定の宗教的信仰を扱うことができないので、どの宗教にも属さないが、どの宗教にも共通するような意識を哲学的、または心理学的に扱いながら、様々な宗教思想・文化諸形式の知識を習得することは可能である。また、個人の内面は、社会的規範、モラルなどをロールプレイやその他の体験学習を通して養うことは不可能ではない。類型2は、宗教的情操の核心部分（宗教の頂上部分[神の存在と信仰]）の議論を保留にすることで成り立つモデルであるため、従来からの道徳教育や倫理社会、また総合学習等を発展させることで対応できるであろう。

三つの類型の中で、類型3が今後の公教育で宗教的情操教育として実施される可能性が最も高いものであろう。すでに、1999年に国歌・国旗法が成立し、公教育の現場では、卒業式、入学式などで、国歌斉唱・国旗掲揚が義務化されている。教育基本法の改正案には、「愛国心を育てる」ことが明文化され⁶⁴、国際教育の一環として、伝統音楽、古典、舞踊、絵画などを通じて日本の伝統文化に触れることが推奨される方向に動いている。昨今、青少年の犯罪増加が

叫ばれるほど、道徳教育の重要性が再認識され、和、思いやり、忠孝など道徳的価値を説く講話が、教科書で紹介される。

類型3の鍵概念は、生命、畏敬、そして日本である。生命は、自然や動植物の大切さ、いのちのかけがえのなさ等、理科や道徳、総合学習のテーマとなる。畏敬は、宇宙や神秘、存在など、科学や哲学的テーマの中で、あるいは自然観察学習の中で体験される。日本は、音楽、歴史、美術、国語など様々な教科のテーマとして展開される。これらの要素が総合され、それこそ総合的な学習の時間で宗教的情操教育が実施されることもありうる。しかし、最も明確に宗教的情操教育が展開される場面は、卒業式、入学式である。国歌と国旗というシンボルによって、「日本」国を「生」み出した天皇に対する「畏敬の念」が生徒たちの中に、繰り返し強調されるからである。

3.2 類型3の問題点

類型3は、宗教的情操教育と銘打ってはいないが、公教育の中で部分的にすでに導入されていると考えられる。これが、今後、表面上は学校行事や総合的な学習の時間の形式を通して、本格的に宗教的情操の涵養が進められることは、充分想定できる。

この類型の特徴は、生命や聖なるものを理性的に言語で表現し、また論理的な矛盾を認識し、それを超越する過程をあまり重視せず、むしろ、「畏敬の念」（期待される人間像）や「母の愛」、「感謝の心」（梅原）等のような感情面の重視がある。宗教的「情操」であるから、感性や感情を重視することは、当然である、と考えることもできよう。しかし、とりわけ、美的、道徳的情操教育などと異なり、「宗教的」情操の場合は、人間の感性面のみを扱うものではなく、宗教が固有にもつ文化的・歴史的側面を無視するわけにはいかない。そして、宗教の思想や原理（教義）を抜きに情操面のみをとり上げることはできない。かつての国家神道は、宗教ではない、といいながら、伝統的な神道とは別に、天皇を神とする「物語」をある意味で宗教思想として作り上げ、それを国民に強制的に「伝道」したとは言えないであろうか。類型3の宗教的情操教育の宗教思想は、現在のところ、明確にされていない。類型1には、各宗教固有の思

想や原理があり、類型2にも複数の思想が登場する。類型3が、「畏敬の念」など感情的側面の「涵養」に偏るならば、宗教的情操教育が軍国主義につながる、といった批判に再びさらされることになる。そうならないためにも、宗教的情操教育において、「哲学的理念」の段階（家塚）や『『超価値的存在』を認識する知的活動』（深川）の重視が不可欠である。

おわりに

宗教的情操教育は、以上の3類型にとどまらず、今後も宗教の捉え方によって様々な立場や形態が登場してくると考えられる。しかし、この類型化により、宗教的情操教育の多様性において、共通点と相違点も同時に明らかにされたと見えよう。

周知の通り、道徳教育において、自然や崇高なものとの関わりが道徳性の柱の一つになっている。今後、その部分がさらに発展し、宗教的情操に変換されていくのか、それとも新たに宗教的情操教育の形で、道徳教育と別に公教育に導入されるのか、今のところ明確な判断はできない。教育基本法改正論議における、宗教教育の取り扱いの慎重さから判断しても、宗教的情操教育の導入の形式は、従来の道徳教育の枠内で「宗教的」と銘打たない崇高さや敬虔さを滋養する情操教育というものに留まることが予想される。しかし、どのような導入形式をとるにせよ、公教育における宗教的な情操教育は、その根底にある原理的な部分、例えば宗教思想等を不明瞭にせざるを得ないであろう。

また、道徳教育の中に、宗教的情操概念を含みながら今後展開されていくにせよ、各宗教のもつ固有性を希薄にする方向で宗教的情操が取り込まれ、神学的な課題を突き詰めないことを条件にして展開していくことになるであろう。その際、宗教的な神秘性や深遠さなど、畏敬の念の内実部分に関する議論もまた保留されることになる。言い換えれば、宗教「的」という表現が、どこまで固有の宗教の深遠さを保障しうるのか、根本的な疑問は残されたままである。

育基本法の改正を主張している。谷川和穂「主張この国を考える 35 国公立学校での宗教的情操教育の重視を」月刊自由民主（通号 596）2002 年 11 月, pp.82-96

- 2 山口 和孝 著『『宗教的情操』教育の概念と史的考察』『科学と思想』35、新日本出版社 1980 年 pp.520-535
- 3 山口 和孝 著『『国際国家日本』ナショナリズムの道徳構造—天皇制イデオロギーと宗教的情操教育登場の社会的背景』教育 39(6) 1989 年 6 月 pp.78-90
-----「文部省訓令第 12 号(1899 年)と『宗教的情操教育ノ涵養ニ関スル』文部次官通牒(1935 年)の歴史的意義について」教育研究（通号 22）1979 年 3 月
-----「戦後の宗教と教育をめぐる争点と課題」教育学研究 Vol.65 No.4, pp.324-333,420, 1998 年 12 月
- 4 貝塚 茂樹 著「特別研究発表 占領下の宗教政策 —「宗教的情操」教育問題を軸として」日本仏教教育学研究(10) 2002 年 3 月, pp.60-81
-----「戦後教育改革教育における『宗教的情操』教育問題とキリスト教—教育刷新委員会でのキリスト者委員の役割を軸として—」キリスト教教育論集第 8 号 日本キリスト教教育学会 2000 年 5 月, pp.13-23
鈴木 美南子 著「戦後改革における宗教教育と信教の自由(二)」フェリス女学院大学文学部紀要第 26 号 1991 年
- 5 矢沢基賢編『宗教的情操涵養の方策』日本連合教育会 1966 年
- 6 鏡本 光信 著「デューイの宗教論、倫理学と宗教的情操教育について」日本デューイ学会紀要（通号 6）1966 年 10 月, p.34(pp.30-35)
- 7 文部省は、従来の「教派的」「宗派的」教育は「中立不偏ノ態度ヲ」侵害するので、「宗教心を尊重し、宗教的情操を涵養し人格の教養に資すること」を奨励した。しかし、この通牒は、「中立不偏の態度を保持すべき」としながら『教育勅語』と「矛盾するがごとき内容及び方法を以て宗教的情操を涵養するがごときはこれを許さず」（4 項）とされており、實際上条件付の「中立不偏」であったと言える。山口の分析では、この通牒は、国家神道を

1 谷川和穂は、「国公立学校にも宗教的情操教育が必要」との立場から、教

- 宗教教育の外に置くための要求であったと考えられている。(山口和孝著「文部省訓令第12号(1899年)と『宗教的情操教育ノ涵養ニ関スル』文部次官通牒(1935年)の歴史的意義について」教育研究(通号22)1979年, p.61)
- 8 教育法令研究会『教育基本法の解説』国立書院1947年, p.121
- 9 *ibid.*, p.120 解説によると、「広い意味では宗教に関する知識を与え、宗教的情操を養い、もって人間の宗教心を開発し、人格の完成を期する教育である。狭い意味ではある特定の宗教宗派の教義を教え、その儀式を行うことを言う。」と述べている。
- 10 田中に関しては、彼が宗教的情操と宗教的教養を区別して使用していなかった、と指摘する研究者もいる。(鈴木1991、p.10)、また、羽溪は、教育刷新委員会第13特別委員会内で宗教的情操の定義について柳田謙十郎と激しく対立した。宗教的情操が、何を意味するかについて、結局この委員会内では不明確なままであった。
Cf. 永井隆正著「生命に対する畏敬—宗教的情操教育の一視点—」浄土宗学研究(通号13)1980年, p.252
- 11 鏡本1966, p.34
- 12 John Dewey: *A Common Faith*, Yale University Press, New Haven and London, 1991(1934), pp.1-28(デューイ著『誰でも信仰』(岸本英夫訳)春秋社1951年, p.9)
- 13 *ibid.*, p.24
- 14 *ibid.*, p.9
- 15 *ibid.*, p.22
- 16 *ibid.*, p.27
- 17 *ibid.*, p.10
- 18 *ibid.*, p.52 彼は、「理想と現実との活動的な関係」に神(God)という名を与えたいと言及している。(p.81)その関係は、理想と現実の統一(uniting)を指す。(p.52)
- 19 佐野安仁著「デューイの宗教論」in:『現代デューイ思想の再評価』杉浦宏編 世界思想社 pp.209-222

- 20 家塚高志著「人間形成における宗教的情操教育の意義」in:日本宗教学会編『宗教教育の理論と実際』鈴木出版1985年(=家塚1985b) (pp.22-36), p.32
- 21 Gordon W.Aooport: *The Individual And His Religion*, Constable Publishers London 1951, p.63
- 22 *ibid.*, p.7
- 23 オルポート著『人間の形成』(豊沢登訳)理想社1982(1959)年 p.205
- 24 谷本富・新渡戸稲造・澤柳政太郎・高楠順次郎などは、特定の宗教・宗派から分離された「学校教育にもちこめる共通な宗教的感情」はあり得ないとしている。山口(1998), p.37 また、吉田熊次(東京帝国大学名誉教授)は、「宗派的信仰なしに一般的なる宗教的情操なるものは発生し得ず」と言う立場から、新カント的立場も「基督教的宗派的宗教概念と同じもの」と捉えていた。また、倉橋惣三は「特定の宗教なしに宗教の実敬虔を考えることは出来ない」立場から、真の宗教的情操の育成には、「どうしても既成宗教の何かにたよる外はない」と考えていた。cf.吉田熊次「教育と宗教との本質的關係」in:『教育思潮研究』第10巻、第1輯、岩波書店1932年、倉橋惣三著「宗教性の教育について」in:『帝国教育』第689号、帝国教育会、1936年 p.12, cf.山口1980, p.529
- 岸本英夫臨時委員は、宗教的な情操の涵養には、平等にどの宗教も含めて涵養することが求められ、或る程度「知的な信仰の面も入ってくる」ことを考慮しなければならない。そうなると「宗教的情操の積極的な涵養」は「非常に難しくなってくる」と述べている。Cf.教育刷新委員会・教育刷新審議会会議録 第11巻(特別委員会6)日本近代教育資料研究会(佐藤秀夫他編)岩波書店1998年, p.171
- 25 杉原誠二郎著「教育基本法第9条第1項の条文について」『占領教育史研究』第2巻 明星大学占領教育史研究センター1985年, p.17
- 26 貝塚(2002), p.68
- 27 家塚1985a, pp.16-17
- 28 佐木秋夫著、「宗教的情操教育の性質」『宗教と時代』白石書店1981年

- p.199
- 29 家塚 1985a, p.18
- 30 山口 1980, p.527
- 31 片山 正直著 『宗教的情操』 聖光社 1947 年
- 32 ibid.,p.37
- 33 ibid.,p.40
- 34 ibid.,p.51
- 35 調 圓理著『宗教的情操』 永田文昌堂, 1948 年
- 36 ibid.,p.4 彼はまた、宗教的情操は、「宗教心そのものである」、「いける生命の体験である」(序)とも定義づけている。
- 37 ibid.,p.121
- 38 霞 信三郎著 『道徳・宗教的情操・愛国心』 高陵社書店 1970 年
- 39 ibid.,p.195
- 40 ibid.,p.156
- 41 ibid.,p.157
- 42 山口(1998), p.37
- 43 cf.宗教的多元論の立場。J.ヒック著『神は多くの名前をもつ』(間瀬啓允訳) 岩波書店 1986 年 など。
- 44 菱村幸彦著「教育の宗教的中立性」 in:永井憲一編『政治教育・宗教教育』 学陽書房 1975 年, pp.329-330
- 45 Kant:*Kritik der praktischen Vernunft*, (hrsg.v.Joachim Kopper) Philip Reclam Jun. Stuttgart, 1992, S.198, cf.宇都宮芳明『カントと神』 岩波書店 1998 年, p.14
- 46 Kant: *Grundlegung zur Methaphysik der Sitten*, (hrsg.v. Theodor Valentiner) Philipp Reclam Jun. Stuttgart, 2000, S.61
- 47 阿満利磨著『日本人はなぜ無宗教なのか』 ちくま新書 1996 年, p.11
- 48 梅原猛は例として、夏目漱石の「坊ちゃん」、宮沢賢治の「よだかの星」をあげている。Cf.『梅原猛の授業 道徳』朝日新聞社 2003 年 これは、前シリーズの『仏教』の続編であり、京都の洛南高等学校附属中学校で 2002

- 年 4 月から 9 月まで 12 回に渡って行った授業内容を収録したものである。
- 49 ibid.,p.259 四弘誓願とは、衆生無辺誓願度、煩惱無数誓願断、法門無尽誓願学、仏道無上誓願成の 4 つである。
- 50 梅原猛(特別インタビュー)「宗教的情操を背景に、道徳、環境、芸術が一体となった『心の教育』の創造を」 in:「総合教育技術」2001 年 10 月 小学館 特集 2 学校に何ができるか 第 4 回これからの「心の教育」, p.63
- 51 梅原『道徳』, p.255
- 52 ibid.,p.57
- 53 ibid.,p.62 個体の生命を維持するための欲望[自利]、子孫を残そうとする欲望[利他]
- 54 ibid.,p.262
- 55 キリスト教神学者のアルベルト・シュヴァイツァーの「生への畏敬(Ehrfurcht vor dem Leben)」も多くの委員の念頭にあったと言われている。(菅原伸郎『宗教をどう教えるか』朝日選書 630 朝日新聞社 1999, p.100) このシュヴァイツァーの考えは、後にカール・バルトによって批判されることになる。(K.バルト著『キリスト教倫理 III』(バルト教会教義学・解説シリーズ III/4,生への自由(鈴木正久編 新教出版社 1955 年)) p.30)
- 56 『期待される人間像』, pp.24-25
- 57 ibid., pp.36-38
- 58 家塚高志著「宗教的情操と教育」東京工業高等専門学校研究報告書(通号 7) 1975 年, p.112
- 59 家塚高志著「人間形成における宗教的情操教育の意義」 in:日本宗教学会「宗教と教育に関する委員会」編『宗教教育の理論と実際』鈴木出版 1985 年, p.29
- 60 深川恒喜・千葉博編『道徳教育における宗教的情操の指導』明治図書出版 1965 年, p.46
- 61 ibid., pp.37-38
- 62 矢沢基質編『宗教的情操涵養の方策』日本連合教育会 1966 年, p.15
- 63 菱村 pp.330-332

64 教育基本法改正の方向として、「新たに規定する理念」の一つに、「日本の伝統・文化の尊重、郷土や国を愛する心と国際社会の一員としての意志の涵養」があげられている。(朝日新聞 2003年3月23日)

西南学院大学文学部児童教育学科